

第1回教科用図書採択審議委員会

日 時 令和6年5月14日（火）

15:00～16:30

場 所 佐世保市役所 4階第一委員会室

○事務局 それでは、ただいまから第1回教科用図書採択審議委員会を開催いたします。

本日は、御多用な中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

私、教育委員会学校教育課の田川が、お手元の資料にあります会議次第に沿って全体進行いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、委嘱状及び人事発令通知書を交付いたします。

陣内教育長が委員の皆様の前に参りまして交付いたしますので、その場に御起立いただき、お受け取りください。なお、資料の1ページに委員の皆様の一覧を添えておりますので、御参照ください。

お願いします。

○教育長 委嘱状、岸原健二様。令和7年度使用中学校教科用図書採択審議委員を委嘱します。委嘱期間、令和6年5月14日から令和6年8月15日まで。令和6年5月14日、佐世保市教育委員会。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員 よろしくお願ひいたします。

○教育長 委嘱状、百津真人様。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員 よろしくお願ひいたします。

○教育長 委嘱状、永吉秀行様。どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱状、三枝裕司様。どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱状、深町なお様。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員 よろしくお願ひいたします。

○教育長 人事発令通知書、松田美穂、令和7年度使用中学校教科用図書採択審議委員を命ずる。発令期間、令和6年5月14日から令和6年8月15日まで。令和6年5月14日、佐世保市教育委員会。よろしくお願いいたします。

人事発令通知書、中野一史。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員 よろしくお願ひいたします。

○教育長 人事発令通知書、富野毅。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

本日、8名の委員が御出席でございます。委員の3分の2以上が出席ですので、佐世保市教科用図書採択審議委員会条例第6条第2項にのっとり、会を成立とさせていただきます。

続きまして、陣内教育長が御挨拶いたします。

○教育長 では、委員の皆様、改めまして、こんにちは。

委員就任を快諾いただきまして、また、本日もお忙しい中に足をお運びいただきまして、本当にありがとうございます。

教科書、教科用図書といいますと、使用が義務づけられた最大の教材でございます。このおかげで日本の教育は全国津々浦々、教育水準が平準化され、また、教育の機会均等が保たれております。本当に、大切な教科用図書を採択する時期になりました。

4年に一度採択替えというタイミングがございまして、昨年度、小学校の教科書の採択をさせていただきました。今年度から4年間使用するという原則になっておりまして、今回は、来年度から4年間使用します中学校の教科書を皆様に御意見を頂戴したいということでございます。

それぞれのお立場、専門的なお立場もおありでしょうし、地域のお立場もおありでしょうし、学校の長としての立場もおありでしょうし、学識経験者、それからまた保護者というお立場もおありだと思いますが、重層的に、多角的に、いろんな角度から見ていきたいというのが今回皆様に委員をお願いした趣旨でございます。皆さんの、忌憚のない御意見という言葉をよく使うのですけれども、本当に忌憚のない御意見を頂戴できればいいなと思っています。

それから、もう一つ、今回は皆さんにお願いしたいなと思っていることがあるのですが、実は、昨年10月に、佐世保市の教育大綱というものも大きくつくり替えました。ウェルビーイングという概念を全面的に出した教育大綱をつくりました。また、この教育大綱に基づきまして、教育振興基本計画を本年の3月に刷新いたしましたところです。端的に申し上げますと、例えば、これまでの教育振興基本計画のKPI（「Key Performance Indicator」）という重要な指標なのですが、これも、昨年までの計画では、正答率、テストでどのくらいの点数が取れるかというものを基軸にしていたのですが、今回の新しい計画では、学習の成果という、点数ではなくて意欲、学習にどれだけ向かえるか、気持ちよく向かっていけるかというところをKPIに変えたところです。そのよう

なところもございますので、ぜひ新しい未来の佐世保市の教育、私たちの夢に向かって活用できる教科書をということも考えていただきながら御意見頂戴できればいいなと思っております。

これから8月まで、最短でも、少なくとも4回という長丁場になります。毎回、相当な量の作業をお願いしたり、相当なページを読んでもらったりすることになるかと思っています。本当に申し訳ございませんが、子供たちのために、何とかお力添えいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、委員長を選出を行います。お手元の資料、会次第の入っている資料の2ページをお開きください。佐世保市教科用図書採択審議委員会条例第5条により、委員長は、委員のうちから互選ということになっております。

どなたか御推薦はございませんでしょうか。

松田委員、お願いします。

○委員 これまでの御経験が豊富でいらっしゃる退職校長会の百津事務局次長さんを御推薦いたします。

○事務局 ありがとうございます。

ただいま松田委員から百津委員の御推薦がございましたが、御異議がない場合は、拍手をもって御承認いただければと思います。

ありがとうございます。

委員長を百津真人委員にお願いしたいと思います。

では、恐れ入りますが、前の席へ移動をお願いいたしたいと思います。

○委員長 では、失礼いたします。ただいま御推薦をいただきまして、委員長のほうにということで就任いたしました百津と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私は、退職校長会のほうからの推薦で参った次第でございます。皆様のお力添えをいただきながら、令和7年度に使用する教科用図書についてということで、先ほど教育長様のほうからお話がありましたが、ここにお集まりの皆様方は地域の代表の方、あるいは学校の先生方、あるいは専門の方、あるいは今、本当に子育て真っ最中の方々など、様々な面からこの会に委員として出席していただいておりますので、本当にこれから、基本は、やはり佐世保市の子供たちにとって一番いい教科書は何なのかということになると思います。教科書もいろんな会社の教科書がございますので、その中から、いわゆる佐世保市の子供

たちにとって一番有意義な教科書は何かというところをしっかりと考えていながら、私たちのほうも採択をしていくことになるかと思っておりますので、どうぞ御協力をよろしく願いたいと思っております。それぞれの立場から忌憚のない御意見をいただければというふうに思っておりますので、何とぞよろしく願いたいいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は、委員長に願いたいと思っております。よろしく願います。

○委員長 では、座らせていただいて、会を進めていきたいというふうに思っております。

では、今回が第1回目の教科用図書の採択の委員会になりますので、委員の方々、先ほど委嘱状を教育長のほうからお名前とともに渡されましたけども、それぞれがどんな方なのかということもございまして、まず、委員の方々の自己紹介から願えればなというふうに思っております。

私は、先ほどお話をしたとおり、退職校長会のほうから参りました百津と申します。教育委員会や、公立の中学校の校長などを務めさせていただきました。専門は国語の教員でございますので、今後のこと等々につきましても、少しお話をしていきたいなと思っております。どうぞよろしく願いたいいたします。

では、岸原委員のほうから願います。

○委員 長崎国際大学の岸原といいます。薬学部の教授並びに図書館長をやらせていただいております。専門は生物系のほうでして、今回、教科書選定に携われるということで、初めてのことでまだ慣れておりませんが、皆さんにいろいろ御協力いただきながら務めさせていただきます。よろしく願いたいいたします。

○委員 皆さん、こんにちは。佐世保市PTA連合会の副会長を仰せつかっております永吉といいます。単Pでは日野中学校のPTAの会長をさせていただいております。昨年度も小学校のこの教科書採択の委員として意見をちょっと述べさせていただきました。今年は、息子が通っている中学校の教科書採択ということで、快く引き受けさせていただきました。忌憚のない、保護者目線の意見を述べさせていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いたいいたします。

○委員 改めまして、皆さん、こんにちは。同じくPTA連合会副会長の三枝と申します。単Pは山手小学校の会長をしております。ちょうど息子が6年生なので、来年度、中学校に上がります。そういった関係もありまして、永吉副会長と同様に、快く委員を引き受

けさせていただきます。なかなか経験できないことかなと思いますので、しっかりと役目を楽しみながら務めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員 皆さん、こんにちは。教育委員会事務局の代表として参りました佐世保市教育委員会学校教育部長を仰せつかっております富野毅と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は、中学校の体育が専門でございます。そういう目線も持ちながら、事務局として御意見させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員 失礼します。佐世保市中学校校長会で会長を務めております宮中学校の校長の中野と申します。いよいよ中学校の番ということで、しっかりやらないといけないなというふうに思っているところです。

私は中学校の教員で、数学科、数学の教科書をしっかりと見たいな、ほかの教科もそうですけども、先ほど教育長先生のほうが言われましたように、ウェルビーイングということで、子供たちにとって一番いいものはどれか、本当に興味を持ったり、魅力的に取り組んだりできる教科書ってどんなものだろうというのを私自身も考えながら見ていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員 失礼いたします。佐世保市小学校の校長会の会長を拝命しております祇園小学校の松田美穂と申します。昨年度は、小学校の採択替えでございましたので、担当しておりました算数を主に、つぶさに、詳しく調査をさせていただきました。やっぱりどの教科書も工夫の観点がそれぞれありまして、よさがあるのですけれども、先ほども教育長さんのお話にありましたように、やっぱり子供たちが学びたいという気持ちにならなければ、そこが基本かなと思っておりますので、そこを視点に、全ての教科書にしっかり目を通して、お役に立ちたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員 地域代表で民生児童委員協議会からやってまいりました深町と申します。永吉委員さんと同じく、去年は小学校、今年は中学校ということで引き受けさせていただきました。

私自身、4人子育てをしまして、子育てが長かったものですから、4人分、教科書も見えております。ああ、内容が変わってきたなっていうのをもうひしひしと感じております。今の中学生にとってどれがいいのか、私目線で選ばせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 このほかに、佐世保市青少年育成連盟の下村会長様と、あとは、教育委員会の事務局の大藤部長様が今日は欠席ということですが、次回は来られると思っておりますので、

次回御挨拶をしていただこうかなというふうに思っております。

今、委員の皆様から、それぞれの立場、いわゆる専門の立場から、あるいは親の立場からしっかりと見ていきたいというお話がございました。これから、8月までの長丁場ということになりますが、委員会の中でしっかりと協議をしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、まず、令和7年度使用の中学校教科用図書採択につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 失礼いたします。今回担当させていただきます学校教育課、坂口といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

では、説明させていただきます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、法令で定める期間である4年間は、教科ごとに同一の教科用図書を使用するとなっております。教科書は、原則4年に一回の採択替えとなります。本年度は、令和7年度から使用する中学校及び義務教育学校後期課程の採択の年となっております。関係法令にのっとり、教育委員会において採択していただくこととなっております。本日、委嘱・人事発令をいたしました皆様は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に定められている第13条第4項において、教育委員会へ推薦する教科書を決定し、報告していただくこととなります。

本審議会の役割の詳細、教科書採択までの流れ等につきましては、この後、佐世保市教科用図書採択審議委員会条例を用いて御説明をさせていただきたいと思っております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

続けて、お願いします。

○事務局 では、続けて、佐世保市教科用図書採択審議委員会条例及び流れについて説明をさせていただきます。

まずは、条例についてです。お手元の資料2ページをお開きください。この条例は、佐世保市附属機関設置条例（平成30年条例第40号）第2条第1項の規定により設置される佐世保市教科用図書採択審議委員会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとするとなっております。

所掌事務は第2条、組織は第3条のようになっており、教育委員会が委嘱または任命します。

第5条から第8条についてですが、採択審議委員会は委員長を置き、選定作業を行わせるために、選定委員会を置くことができます。選定委員は、教育委員会が任命します。選定委員会は、委員長が指名する選定委員が主宰することになります。また、委員会は、第8条にありますように、教科書の内容、形式等を調査させるため、調査員を置くことができます。調査員は校長、副校長、教頭及び主幹教諭、指導教諭、教諭等の中から教育に関し専門的知識を有する者を教育委員会が任命します。なお、第3条の2項にあるとおり、特定の教科書発行者と関係を有する者が審議委員、選定委員、調査委員となることはできません。

資料3ページを御覧ください。9条以下、関係人の意見聴取、会議等について示されています。なお、第10条において、会議及び選定委員会の協議は非公開とあるのですが、これは、採択決定までが非公開であり、採択後は公開となります。ただし、委員の皆様を活発な協議をお願いするため、協議記録の公開に当たりましては、発言者の氏名は非公開とします。

以上で佐世保市教科用図書採択審議委員会条例についての説明を終わります。

続きまして、採択の流れについて御説明をいたします。教科書採択の流れについて、資料の4ページに、条例を基に、選定委員会及び調査委員を置いた場合の流れを示しております。

本ページ資料を下から御覧ください。まず、調査員による調査を行い、選定資料の作成・提出をお願いします。次に、選定委員会において報告を受けます。選定委員会は教育委員及び採択審議委員の皆様に傍聴していただき、採択審議委員会での審議の参考としていただければと思っています。審議委員の皆様には、選定委員会の報告等を受け、さらに、調査・審議していただき、審議内容が採択審議委員長から教育委員会に報告をされます。その報告を受けて、教育委員会が採択するという流れとなります。

以上で、採択の流れについての案を提案いたします。

○委員長 ありがとうございます。

今、採択までの流れ等々についての御説明がございました。その中で、このような形で進めていきますよということのお話でございましたが、何か御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、審議の進め方について何点か確認をしておきたいことがございますので、皆様に御意見をいただきたいというふうに思っております。

まず、第7条において、「選定委員会を置くことができる」というのがございます。今回の採択審議委員会におきまして、選定委員会の設置をどうするのかということでございます。先ほど皆様にお話がありました分ですと、4ページになります。上から県教育委員会、それから市教育委員会、その下に採択審議委員会というのがございます。これが私たちの会でございますが、その下のほうに、選定委員会、各学校長及び義務教育学校長等々ですね、この部分をまず置くかどうかということから皆さんに御意見をいただきたいと思っております。各委員の皆様、何か御意見はございますか。

私たちも、全てを見ていくというのはかなり厳しい状況がございます。その中で、先ほど松田委員から、教科書に穴があいてしまうくらい読みましたというご意見がありました。ある程度各学校の現場のほうの中で、いわゆる選定等をしていくということの設置というのは、いかがでしょうか。

○委員 すみません、ちょっと質問ですけれども、選定委員会を設置した場合、その選定委員会のほうである程度教科書を絞ってもらって、そして、それが採択審議委員会のほうで最終的に審議するという形になるという意味でしょうか。

○委員長 そうですね、それも私たちのほうで条件をつけていくことになると思うのです。ですから、選定委員会のほうにその教科の中からフラットで、あるいは順番づけてでもいいですから、何者か、この中から佐世保市の子供たちにとって、という思いがある部分を上げていただいて、私たちのところでは、いわゆる全者の分を見たいとは思っているのですけれども、やはり選定委員会のほうからの推薦が上がっていた部分は、特に注意をしながら見ていくという形になるのかというふうに思います。

○委員 分かりました。

○委員長 今の説明でよろしいですかね、事務局。

ですから、私たちだけではなく、現場の先生方の御意見などもしっかりと聞いた上でというのがいいのかなというふうに思っているのですけれども。今、現場の先生、お二人いらっしゃいますが、いかがでしょうか。

○委員 設置したほうがいいと思います。

○委員長 では、設置をするという方向でよろしいでしょうか。それでは、第7条に基づき、今回の採択審議委員会においては、選定委員会を置くということとします。第7条2項について、教育委員会のほうで任命等、併せてお願いをしたいというふうに思います。

今後、本審議委員会では、選定委員会からの調査結果の報告を受けて、佐世保市の子供たちにとって、よりよい教科書を選定していくという形に向かってまいります。よろしくお願いいたします。

また、次に、その下に、調査員というのがございます。選定委員会は今、設置をすることになりましたが、その下のほうに第8条にありますように調査員を置くことができるというふうでございます。今回の採択審議におきましても、調査員の設置をどうするかということにもなるかというふうに思います。これが、いわゆる各研究会、教科部会とかそういう、各教科部会等で、若干名で調査をして、それが各校長先生方のほうに報告が上がっていくという形になります。今回、調査員を置くというのは、いかがでしょうか。それを置かなければ、校長先生たちだけで調査研究をするという話になると思います。各教科の、いわゆる先生方が、教科書を調査研究し、選定資料を作るという形になってくると思うのですが、そういうのを置く方向がやっぱり、現場の声が反映され、選定資料の中に入ってくるのかなというふうにも思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

○委員 設置する方向がいいのかなと思っております。

○委員長 では、第8条に基づきまして、今回の採択審議においては、調査員を置くことといたしますので、第8条2項に基づいて、これも教育委員会のほうで任命をしていただくことになると思いますので、これもよろしくお願いいたします。

なお、この会は、先ほどありましたように、また第10条にありますように、採択まで非公開であることを確認いたします。ただし、その後、9月の頭ぐらいから公開になるのかなというふうに思いますけれども、議事録その他の公開も入ってくる、ただし、氏名については非公開ということですのでよろしいでしょうか。

○事務局 先ほど説明したとおりですが、皆さんの名簿につきましては公開をさせていただくことになろうかと思っておりますが、誰がどの発言をしたかは不明なままにしたいというふうに思っております。

○委員長 事務局からの今の説明のとおりとなります。名簿のほうは、皆さん、いわゆる採択審議委員会の委員だということは公表をされます。ただし、この審議委員会の中での発言等々については、誰が発言したかというようなところはなないということですので、あわせて、しっかりとお話をさせていただければと思います。

また、採択審議委員会は秘密会議になりますので、併せてそちらもよろしくお願いいたします。この頃はあまりないと思いますが、一時期非常に問題になりました、いわゆる教

科書会社との接触とか、売り込みとか、そういう、ほとんどこの頃は、大きな事件等々が起こりましてから、ないようですけれども、そういうことがあることもなきにしもあらずかもしれませんので、その辺は、皆様方、どうぞ十分に御注意していただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、続きまして、本会からの教育委員会及び採択審議委員への調査結果の報告等について、また事務局のほうからお願いいたします。

○事務局 失礼します。本会からの教育委員会への調査結果の報告の方法について説明をいたします。

報告の方法については、3月の定例教育委員会におきまして、採択権者の教育委員会の独自性を担保するため、順位をつけるのではなく、推薦する教科書を3者程度に絞り、順位づけをしないで報告する必要があるのではないかと。また、報告する際には、推薦する教科書3者程度の特に優れている特長をつけて報告する必要があるのではないかとということ、推薦する教科書を3者程度に絞り、順位づけをしないで報告する、推薦する教科書3者程度の特に優れている特長を付して報告するという形で進めていくこととします。優れているところは優れている、気になるところは気になるなど、ありのままに報告していただきたいと思います。

教科書の採択権者は教育委員会にありますので、本会から報告された3者程度以外の教科書から採択されることもあるということも確認をさせていただきます。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

まず、本会から、4ページの図式を見ていただければ一番分かると思うのですけれども、私たち本会から教育委員会のほうへ調査結果の報告を、事務局から説明がありましたけれども、いわゆる私たちのほうから、まず、全者の教科書の特長のみを報告をしていくという形をしますということでした。いわゆるその中でも、佐世保市の子供たちにとってふさわしいと思われる教科書を3者程度、いわゆる順位をつけずにフラットな形で3者程度を報告していくということになるということですのでございます。私たちのほうで3者に絞って、その3者を市の教育委員会のほうに特長等を付して報告していくという形になります。報告をするのは、私のほうで教育委員会のほうに定例か臨時教育委員会の際に報告をしていくということですので、いわゆるフラットに3者。昨年度、小学校のときも3者だったのですが、いや、もうこれはもう2者だということがございました。そのような場合には、2者だけ推薦をしておいたということもございますので、今回もそういう形を

取っていければと思います。

あと、当然、最終的な決定を行うのは教育委員会でございますので、私たちが上げたものではない教科書が採択されるということも十分考えられるということですのでその点も確認をしておきたいと思います。

今の事務局からの説明を受けて、全体通して何か御意見、あるいは御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、私たちのほうも、いわゆる選定委員会から報告を受けることになるのですが、こちらのほうはいかがいたしましょうか。今、教育委員会のほうからは、3者をフラットに上げて下さいというお話がございました。私たちが選定委員会から報告を受ける際も、ある程度絞ったほうがよろしいのかなというふうに思っております。同じく3者程度フラットでというような考えもできるのですが、委員の皆さん、いかがでしょうか。特長等いろんなものが出てくると思うのですけれども、その中で、いわゆる佐世保市の校長先生方、あるいは各教科担当の先生方が、佐世保市の子供たちにとってこの3つぐらいの教科書かなというような形ででも少し絞って上げてもらうほうが、私たちとしてもよいのかなと。当然どの教科書もみんな見るのですけれども、教育委員会と同じように、3者上がってきたとしても、いや、違う、これよねというのがここで出てくる可能性も十分にあると思うのですけれども、一応、目安として、フラットに3者程度上げていただくような形をお願いしたらどうかと思うのですが、委員のみなさん、いかがでしょう。

○委員 実際、何者ぐらいあるのですか、教科によって違うでしょうが。

○委員長 そうですね。

○事務局 よろしいでしょうか。

○委員長 お願いします。

○事務局 今日、見本のほうも置かせていただいているのですけれども、一番少ないもので2者、多いもので8者あります。

○事務局 参考資料を配付します。たくさんあります。社会でも3つに分かれる、公民、歴史、地理、それから地図もあるか。小学校より多い。

○委員長 決して1者だけではないということになりますので、先ほどありましたように、社会科は歴史とか公民とか地理とか分かれています、これはもう、地理は何者、歴史は何者という形では選択できませんので、いわゆるその何者という形になってくると思います。一番話題に上るのは、やっぱり社会科で、歴史の教科書が、マスコミでもいろいろ

な形になりますので、そこがどう捉えられているのか、あるいは佐世保の子供たちにとってどうなのかということ等も含めた協議になってくるのかなというふうに思っています。

教科書の中には、会社はあるけれど、選択はもう結構ですということで、多分、佐世保市の教育委員会、あるいは長崎県の教育委員会にも教科書の見本を送ってこないところもあると思います。昨年の小学校で言えば、信州教育出版社ですね。信濃地区だけの、いわゆるそこに特化した学習ということもありますので、そういうのは多分、佐世保市には送ってきてないのかなと思います。教科書会社としてはあるけれども、私たちのほうでの選択はもういいですということになるのかなと思います。今回の中学校でも同じように見本を送ってきていない会社もあると思います。

今、事務局より配っていただきました資料は、各教科書の、いわゆる見本送付の一覧ですね。見本の内訳が記載されております。音楽が2者、先ほどあった分ですね。地図も2者ですね。一番多いのは歴史や道徳などが多いということになるかと思っておりますので、そうなったときには、基本、3者フラットということでお話がありますので、例えば、3者しかないところは、もうそのまま3者が上がっていく、ただし、特長やそういうようなもの等については、こちらのほうもしっかりと教育委員会のほうにはお話ができるようにしていきたいというふうに考えておるところです。こういうのを見ますと、やはり幾らか選定委員会のほうでは2者から3者、フラットという形でしてもらおうという方向でやっていきたいなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○委員長 ほかには何か、御質問とか御意見はございませんでしょうか。

では、これから先、教育委員会のほうから選定委員会及び調査員のほうの任命をしていくことになるかというふうに思っていますので、そちらのほうも併せて、資料づくり、もうこれがとっても大変な作業で、調査員の先生方のほうには御苦勞をかけることかと思っておりますので、各教科部会の先生方、あるいは校長先生方にはよろしくお伝え願えればというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長 一応、これで、今回の採択審議委員会の内容は全て、予定された部分は終了しておりますので、あと、日程等々が入ってくるかと思っておりますが、もちろん時間が余れば、後ろにせっかく教科書見本も用意されていますので、じっくりと見ていただいてもいいのかなというふうには思っております。私が受けております議題は、ここで終了させてもらってよろしいでしょうか。

事務局のほうにお返ししたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、最後に、確認をさせていただきたいと思います。資料の5ページをお開きください。今後の日程となります。一番右の縦の欄、採択審議委員会ですが、本日、5月14日が第1回の採択審議委員会となります。今後、第2回を7月11日、第3回を7月25日、第4回を8月6日ということで予定しております。その間に、先ほど設置をするということになりました調査員及び選定委員の調査、資料等の作成が入ってまいります。

次回の7月11日に予定しております第2回採択審議委員会におきましては、教育委員会の指導主事による説明を入れる予定にしております。冒頭に、3分の2以上で会が成立するというところで申し上げましたが、委員の皆さんの日程の御都合をお聞きして、もし参加が少ないようであれば、また日程を改めて調整させていただくことになろうかと思ひます。詳細につきましては、また後日御連絡をさせていただきたいと思ひます。

○委員長 ありがとうございます。

今ありましたように、この次は7月11日ということで、この間に採択の、いわゆる報告とかいろいろなものがあります。またそれは併せて個別に御連絡をいただくということになるかと思ひます。

ここで2点、事務局のほうにお願いできればと思ひているのですが、まず1点目はいわゆる、先ほど教育長先生のほうからもお話がありましたとおり、佐世保の子供たちにとってどうなのか、どういう教科書がいいのかというお話になると思ひますので、できれば佐世保の子供たちのいわゆる育ち具合というか、学力、全国学力状況調査でも構わないので、その中での特徴みたいなもの等がある程度分かるようなものがあればと思ひます。例えば、「もう基礎学力はしっかり身につけているのだけれど」あるいは、例えば国語だったら、「書くことは十分できているのだけれども読むことが若干弱い」など、特徴がございましたら、出せる範囲で結構でございますので、もしよろしければ出していただければと思ひます。もう1点はこの会の中で、去年もそうだったのですが、いわゆる二次元コードが教科書の中にたくさん出てまいります。できればそれを確認することができるように、タブレットなどを用意していただければと思ひます。実際に教科書を開けて、そこにつないだらこんなのが出てくるよということが分かれば、教科書を研究する際に大変参考になります。私たちもなかなか見る機会がないということもございまして、できるだけ結構でございますので、準備をお願いしたいというふうに思っております。よろしくお

願います。

○事務局 分かりました。今、御指摘いただきましたように、次回、第2回目採択審議委員会に学力の資料、そして、タブレットのほうも、子供が使っている1人1台の端末の予備機がありますので、それも準備をしまして、教科書を見ていただくように準備をしたいと思います。

併せての連絡でございますが、7月25日に選定委員会を開催いたします。その選定の様子を傍聴していただき、採択審議委員会の参考にしていただきたいと思いますので、併せて御案内を申し上げます。

最後に、教科書センターの案内をいたします。教科書センター、佐世保市内2か所あるのですが、1か所は宇久地区になりますので、1か所だけ、市内というか本部のほうにあるのですが、教育センターのほうの3階に教科書センターというのがございますので、そこは平日、休日も夜9時まで教科書を閲覧できるようになっておりますので、もしお時間があるようでしたら、そちらも御活用いただければと思います。

以上でよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○事務局 それでは、以上をもちまして、第1回教科用図書採択審議委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。